

夜間・休日の当番医は

北海道救急医療情報案内センター

一般電話からは
フリーダイヤル ☎ 0120・20・8699

携帯電話からは 📱 011・221・8699

夜間急病センターの場所・診療時間

市立旭川病院2階 ☎ 25・0297
(金星町) 午後10時～午前7時30分



介護 119番 (高齢者虐待通報・相談窓口) …… ☎ 25・9119

後期高齢者医療制度の一部を変更

対象

後期高齢者医療制度加入者

- 75歳以上の方
- 65～74歳で一定の障害がある方
(任意加入のため届出が必要)



令和8年度保険料の計算方法

	医療分	子供分
均等割	被保険者が等しく 負担する額 59,963円	被保険者が等しく 負担する額 1,364円
所得割	被保険者本人の所得に 応じて負担する額 (令和7年中の所得 -43万円) × 11.61%	被保険者本人の所得に 応じて負担する額 (令和7年中の所得 -43万円) × 0.28%
1年間の 保険料	限度額 85万円 100円未満切り捨て	限度額 21,000円 100円未満切り捨て

令和8年度より保険料の計算方法が後期高齢者医療分と子ども・子育て支援金分の2本立てとなります

均等割の判定基準の変更

均等割の判定基準が、下の表のとおり変わります。

保険料の詳細は7月に個別に送付します ☒

均等割 軽減割合	所得要件=前年の所得(被保険者+世帯主)が 以下の金額より低い世帯	
	令和7年度	令和8年度
7割 軽減*	43万円+10万円× (給与所得者等の数-1)	43万円+10万円× (給与所得者等の数-1)
5割 軽減	43万円+(30万5千円× 世帯の被保険者数) +10万円× (給与所得者等の数-1)	43万円+(31万円× 世帯の被保険者数) +10万円× (給与所得者等の数-1)
2割 軽減	43万円+(56万円× 世帯の被保険者数) +10万円× (給与所得者等の数-1)	43万円+(57万円× 世帯の被保険者数) +10万円× (給与所得者等の数-1)

※7割軽減対象者は医療費の増加や各種制度改正により均等割額が大きく上昇することを踏まえ、国の財源措置により0.2割をさらに減額。(令和8・9年度医療分)

被用者保険の被扶養者だった方の軽減期間

後期高齢者医療制度に加入する前まで、被用者保険(職場の健康保険等)の加入者に扶養されていた方は、同制度への加入時から2年間は均等割が5割軽減になります。

※所得割はかかりません。所得額により、均等割の軽減割合が7割になる場合があります。

【詳細】国民健康保険課 ☎ 25・8536

子宮がん・乳がん検診を受けましょう



子宮がん \20歳以上2年に1回/

検査内容 ①頸部細胞診

②頸部+体部細胞診(必要に応じて)

③20～49歳の希望者にHPV検査

※③は、①または②と併せての受診が条件です。

HPV検査を併用すると検診の精度が上がります。

対象 **4/1現在、20歳以上の偶数年齢の方**

自己負担額 ①700円 ②1,200円

③①または②に+500円

乳がん \40歳以上2年に1回/

検査内容 マンモグラフィ(40～49歳 2方向、

50歳以上 1方向) 対象 **4/1現在、40歳**

以上の偶数年齢の方 自己負担額 ●40～49歳

=900円 ●50歳以上=700円

※一定の要件を満たした場合、自己負担が免除になる場合がありますので詳しくは☎をご確認ください。



【詳細】健康推進課 ☎ 25・6315

令和7年度の子宮がん・乳がん検診の対象者で、同年度中に受けることができず、今年度の受診を希望する方は、健康推進課 ☎ 25・6315にお問い合わせください

心の健康に関する催し

- ①断酒会員によるお酒の悩み相談 (予約不要)
☎ 7/2(木)13:00～14:30 所 総合庁舎4階(7の9)
☒ 飲酒やアルコール依存等に関してお困りの方とその家族
- ②旭川自死遺族わかちあいの会 (新規のみ予約制)
☎ 7/10(金)13:30～15:00
所 市民文化会館(7の9) ☒ 自死遺族の方
- ③つむぎ会「ひきこもり親の会」(予約制)
☎ 交流会 ☎ 7/6(月)13:30～15:00 所 総合庁舎7階(7の9) ☒ おおむね20～40歳代のひきこもり当事者の家族 ☎ 北海道臨床心理士会 斎藤暢一朗さん
- ④精神科医師による心の健康に関する相談 (予約制)
☎ 7/28(火) 所 総合庁舎4階(7の9)
☒ 精神科・心療内科への通院歴がない方とその家族

他②～④事前に保健師の個別相談あり

申②～④保健予防課 ☎ 25・6364

詳①保健予防課 ☎ 25・6364



内容 日時 所会場 対象 定員 料金 講師 その他 申込 詳細 ホームページ がない場合は料金・申込不要（入館料が必要な場合あり）。抽選の記載がなければ先着順。に開始日の記載がないものは、既に受け付けを開始しています

介護保険負担割合証を発送

7月末までに、介護保険負担割合証を発送します。
負担割合は、本人の合計所得金額、世帯の年金収入、その他の合計所得金額で判定されます。
負担割合は、1割・2割・3割のいずれかです。
事業対象者、または要支援・要介護認定を受けている方、申請中の方 介護保険課25・6485

軽度・中等度難聴児に対する補聴器給付の要件が一部緩和されました

いずれかの耳の聴力レベルが30ㇿ以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない、4/1時点で18歳未満の児童自己負担 基準額（高度難聴用耳かけ型補聴器）の1割（基準額を上回る金額は全額自己負担となります）
事前に申請が必要 障害福祉課25・9855

健康

胃・肺・大腸がん巡回検診

実施日	受付時間	会場
7/10(金)	9:00~10:00	神居住民センター（神居2の17）
7/10(金)	9:00~10:00	忠和地区センター（忠和5の5）
7/14(火)	9:00~10:00	東部住民センター（東光5の2）
7/15(水)	9:00~10:00	新旭川地区センター（東6の4）

※40歳代の方が胃がん検診を受診できるのは7/31(金)までです。詳細は市☎をご確認ください。



申込み不要。持ち物や検診料等は問い合わせを。大腸がん検診は、当日会場で受け。後日指定の場所へ便を提出
※旭川がん検診センター（末広東2の6 ☎53・7111）でも受診可。希望者は同センターに申込みを。
健康推進課25・6315

ウイルス性肝炎医療受給者証の更新

「ウイルス性肝炎進行防止対策・核酸アナログ」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策」の各医療受給者証の有効期限が9/30(水)の方は、8/31(月)までに更新手続きが必要です。保健予防課25・6364

食生活改善地域講習会

食生活改善推進員がフレイル予防をテーマに食生活・栄養に関する講習会を開催します。受講する個人・団体を募集しますので、日程や会場等は電話でお問い合わせください。
健康推進課23・7816

後期高齢者医療制度のお知らせ（障害認定申請について）

一定の障害のある65歳から74歳までの方は、任意で後期高齢者医療制度に加入・脱退することができます。（申請が必要）

一定の障害とは

- ①国民年金などの障害年金1級・2級を受給している方
- ②身体障害者手帳1級・2級・3級の方
- ③身体障害者手帳4級の方で、次のいずれかに該当される方
 - 音声障害 ●言語障害 ●下肢障害4級1号・3号・4号
- ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方
- ⑤療育手帳A（重度）の方

国民健康保険課25・8536

重度心身障害者医療費受給者証の更新

医療費受給者証の有効期限は、7/31(金)です。現在受給中の方の資格要件を確認し、更新できる方には8月からの受給者証を、更新できない方には通知文を7月末までに送付します。

受給資格は令和7年中の所得で認定します。令和6年中の所得が基準額を超えていたため助成を受けていない方で、令和7年中の所得が基準額に満たない方は申請が必要です。
国民健康保険課25・8536

介護保険料納入通知書を7月中旬に送付

65歳以上の方

納付方法

- 特別徴収の方＝仮徴収（4月・6月・8月に年金から保険料を引き去り）されている方は、年間保険料額から仮徴収した分を差し引いた額を10月・12月・翌年2月に振り分けて、年金から引き去り
- 普通徴収の方＝年間の保険料を7月から翌年2月までの8回に分けて、納付書または口座振替により納付

令和8年度介護保険料の特別措置について

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保証額が10万円引き上げられますが、介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、令和8年度の介護保険料の算定においては、令和7年度税制改正前の給与所得控除の算定方法を基に計算します。したがって、市民税が非課税でも介護保険料の算定では課税としてみなす場合があります。

令和7年度の途中で保険料の段階変更等により、特別徴収（年金から引き去り）が中止になり普通徴収へ変更になった方は、引き続き7月から9月まで普通徴収、10月から特別徴収を再開する見込みです。送付される納入通知書をご確認ください 介護保険課25・5356

国民健康保険限度額適用認定証の申請・交付

提示することで、医療機関の窓口で支払う医療費が自己負担限度額までになります。また、市民税非課税世帯の方には、入院中の食事代の減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。現在、認定証を持っている方で、8月以降も認定証が必要な場合は、7/1(水)以降に改めて申請してください。マイナ保険証を利用する場合は、事前の手続きなく自己負担限度額まで（非課税世帯の方は減額された食事代）の支払いとなるため、認定証の申請は不要です（長期入院の場合*を除く）。

●市民税課税世帯の69歳以下の方 ●市民税課税世帯（課税所得145万円以上690万円未満）の70~74歳の方 ●市民税非課税世帯の方

※市民税非課税世帯で、申請月を含む過去12か月間に91日以上入院した方は、入院期間が記載された領収書を持参すると、食事代を減額。

保険料の滞納者には交付不可。特別な理由があると認められる場合は例外あり 本人確認書類を持参し、国民健康保険課（7の9 総合庁舎1階 ☎25・6247）、各支所

7/10(金)予定 8月から使用する後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせを発送します

現在お持ちの資格確認書は7/31(金)が有効期限です。8/1(土)以降は新しいものをお使いください。なお、今回から84歳以下（昭和16年8/1以降生まれ）のマイナ保険証保有者には、今までの資格確認書に代わり資格情報のお知らせを送付します。

資格確認書等の簡易書留での送付を希望する場合は、住所・氏名・生年月日・電話番号・被保険者番号のほか、「簡易書留希望」と記入し、封書で6/22(月)まで（今年度75歳になる方は誕生月の前々月末日まで 例：誕生月が9月の方は7月末）国民健康保険課（7の9 総合庁舎2階）に申込みを

国民健康保険課25・8536



後期高齢者医療資格確認書の任意記載事項のお知らせ

一部負担金限度額の適用区分（限度区分）の記載がされた資格確認書を提示することで、その限度区分に応じて、病院などでの窓口負担の上限が低くなったり（入院および外来診療で適用）、入院時の食事や生活に要する費用の定額負担が軽減されたりします。資格確認書に任意記載事項を記載するには申請手続きが必要です。

なお、マイナ保険証利用者は、限度区分が自動的に確認されますので申請不要です。資格確認書を持参し、国民健康保険課（7の9 総合庁舎2階 ☎25・8536）

福祉・保険

マイナ保険証をお持ちの70歳以上の方には**資格情報のお知らせ**、お持ちでない方には**資格確認書を送付します**



【詳細】国民健康保険課25・6247

現在お持ちの資格確認書等は、7/31(金)が有効期限です。8/1(土)以降は新しいものをお使いください。なお、マイナ保険証をお持ちの70歳未満の方は、引き続きお手持の資格情報のお知らせをお使いください。

マイナ保険証をお持ちの方

70歳以上の方にのみ、資格情報のお知らせを7月末までに送付します。医療機関受診時はマイナ保険証で受診してください。マイナ保険証に対応していない医療機関ではマイナ保険証と一緒に資格情報のお知らせを提示してください。
※マイナ保険証をお持ちの方で、特別な事情によりマイナ保険証で受診することが困難な場合はお問い合わせください。

マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書を7月末までに送付します。医療機関受診時は資格確認書で受診してください。

詳細は市☎に掲載



資格確認書に関して簡易書留での送付を希望する場合は、世帯主の住所・氏名・電話番号・国民健康保険の記号番号のほか、「簡易書留希望」と記入し、はがきか封書で6/24(水)までに国民健康保険課（7の9 総合庁舎1階）に申込みを。

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付

保険料額決定に当たり、所得状況の確認が必要な方には、別に申告書を送付しますので期限までに提出してください。

国民健康保険課（7の9 総合庁舎2階 ☎25・8536）

障害者に関する制度

障害の内容等により対象を限定するものや、利用者の課税状況により自己負担が発生するものがあります。制度を受けるためには、申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

身体障害者手帳	一定の身体障害がある方に交付します。身体に障害がある方が福祉制度を利用する場合、身体障害者手帳が必要です
療育手帳	児童相談所や心身障害者総合相談所で、知的障害と判定された場合に交付します
精神障害者 保健福祉手帳	一定の精神障害がある方に交付します
自立支援医療（更生 ・精神通院）制度	医療費の自己負担割合が1割になる自立支援医療（更生・精神通院）受給者証を交付します
補装具費 日常生活用具	身体障害者手帳の交付を受けている方や難病患者等に、補聴器や車椅子等の補装具の購入・修理費用、歩行器等の借受け費用の支給や、日常生活の利便性を高めるための用具を給付します。事前に申請が必要です
軽度・中等度難聴児 への補聴器の給付	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に、18歳の誕生日が属する年度末まで、補聴器の購入・修理費用の一部を給付します。事前に申請が必要です
福祉タクシー 利用料金等の助成	昨年に引き続き対象となる方に、福祉タクシーチケットの申請書を送付しています。申請書は郵送で提出してください。申請書が届いていない方は、ご連絡ください 助成内容 チケットの交付枚数40枚（1枚あたりの助成額は、タクシー乗車の場合500円、自動車燃料給油の場合1枚350円、どちらの用途でも利用可）
特別障害者手当等	重度の重複障害や、20歳未満で重度の障害のため、日常生活で常時介護を必要とする方に支給します 支給額 ●特別障害者手当（20歳以上）＝月額30,450円 ●障害児福祉手当（20歳未満）＝月額16,560円 他所得制限等の要件あり
特別児童扶養手当	心身に障害がある20歳未満の児童を養育する方に支給します 支給額 ●1級＝月額58,450円 ●2級＝月額38,930円 他所得制限等の要件あり
【詳細】 障害福祉課（7の9 総合庁舎1階 25・9855、24・6967）	
障害福祉サービス	身体・知的・精神障害がある方、難病患者等（児童を含む）が利用できます。利用者は、サービスの量や支給期間等を記載した受給者証の交付を受け、事業者と契約しサービスを利用します 主なサービス ＝ホームヘルプサービス、短期入所、生活介護、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム、計画相談支援（障害児相談支援）等
障害児通所支援	身体・知的・精神障害（発達障害を含む）がある児童、難病の児童等に、日常生活の基本的動作や集団への適応訓練等の支援を行います
移動支援事業	目的地で介助が必要な知的障害児者、重度の身体障害児者、精神障害児者の外出の手助けをします
日中一時支援事業	日中、障害児者を一時的に預かります
重度身体障害者等 訪問入浴サービス	介護保険の対象とならない重度身体障害者等に、巡回入浴車による入浴サービスを行います
【詳細】 障害福祉課（7の9 総合庁舎1階 25・9854、24・6967）	
自動車運転免許 取得費の助成	身体障害者（1～4級）が、就労や通院等を目的に普通免許を取得する場合に、費用の一部（限度額80,000円）を助成します。事前に申請が必要です
自動車改造費の助成	重度の身体障害者（肢体不自由1・2級）が、就労や通院等を目的に、自ら所有し運転する自動車の操縦装置等を改造する場合に、費用の一部（限度額80,000円）を助成します。事前に申請が必要です 他所得制限等の要件あり
視聴覚障害者災害時 情報発信	災害時に避難準備情報などを、ファックスや電子メールで受信できます 視覚障害1・2級、聴覚障害2～6級
 Net119緊急通報	スマートフォンやタブレットを使って音声によらず、消防車や救急車の出動を要請できます 聴覚・音声・言語機能に障害がある方
【詳細】 障害福祉課（7の9 総合庁舎2階 25・6476、29・6404）	